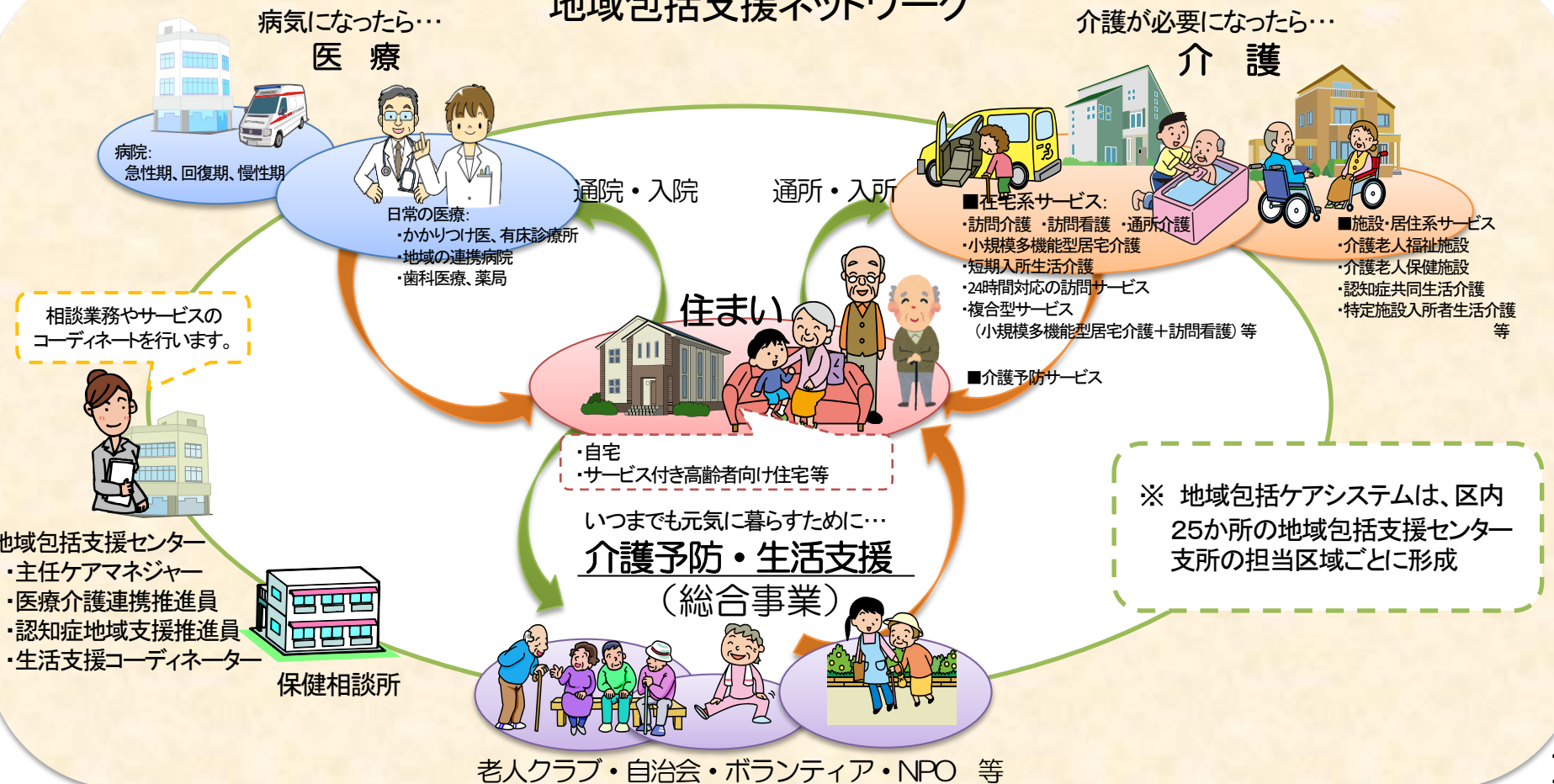


地域包括ケアシステムの戦略的構築

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、また、その後のさらなる高齢化も見据え、重度な要介護状態となっても、医療と介護の両方が必要となっても、長年慣れ親しんだ地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 地域包括ケアシステムは、**区の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域で支え合う仕組みを作り上げていくことが必要。**また、どこかの時点で完成するものではなく、**永続的に作り続けるもの。**⇒ **平成27年度(第6期計画)から、介護予防重視・健康寿命延伸、在宅支援、自立支援、の取組みを一層強化。**

地域包括支援ネットワーク



介護保険制度の全体像

人数・費用額は平成27年度見込を記載

<現行>

介護保険制度

<見直し後 平成27年度～>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39.5%
都道府県 19.75%
市町村 19.75%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は介護予防・日常生活支援総合事業
○二次予防事業
○一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合
は、上記の他、生活支援サービスを含む
要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援
業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

現行と同様

専門に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5) 22000人
465億円

介護予防給付 (要支援1~2) 700人
3億円

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)
○介護予防・生活支援サービス事業 3000人
11億円
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス
・介護予防ケアマネジメント
○一般介護予防事業

介護予防・生活支援
サービスに係る実施基準、
介護報酬は、区が設定

地域支援事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
○在宅医療・介護連携の推進
○認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
○介護予防・生活支援サービスの体制整備
(生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

介護予防・日常生活支援総合事業の構成

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者は、要支援者に相当する者。(約3000人)
 - ① 要支援認定を受けた者
 - ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

(介護予防・生活支援サービスの体制整備事業)

要支援者に相当する方の必要とする、住民主体による各種の多様なサービスが適切に提供されるよう、地域ケア会議等を通じて、地域に不足する資源を把握し、地域包括支援センターと連携して、サービス基盤となる資源の開発・発掘・育成を推進。

(2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者、その支援のための活動に関わる者。
- 敬老館や高齢者センター、生涯学習の趣味活動など、インフォーマルな資源も含めて活用。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる(基本チェックリストの活用)
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う(ロコモ体操、等)
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

新たな訪問型サービスの基準

下線は、法令により順守すべき事項。

要支援者の約9割は、訪問型サービスとして、掃除(54%)、買い物(20%)、調理(13%)、を利用。
 身体介護の利用はほとんどなく、いわゆる、介護員が高齢者と共に行う調理等を身体介護としている。
 ※区内訪問介護事業所アンケート(平成26年9月12日～9月19日) 対象196事業所 回答50事業所(26%)

基準	国基準による全国一律のサービス	区基準の独自サービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず順守すべき基準)	
訪問型サービスの基準	人員	①管理者 専従1以上 ※特例あり ②訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	①管理者 専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者】 ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数(従事者と兼務可) 【資格要件:従事者に同じ】 ※サービス提供責任者が、区基準サービス利用者を担当した場合、利用者1人として計算	①従事者 必要数 【資格要件:区が行う一定のボランティア育成研修受講者】 ※現状、ホームヘルパー等の資格を持たずに、法外の訪問介護業務に従事している方には、研修内容を簡素化
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品	
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の生活の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①生活援助に限る ②1回60分以内とする ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
	事務	⑥個別サービス計画の作成 ⑦予防給付と同等の様式を想定	⑦必要に応じ、個別サービス計画の作成 ⑧簡略化した区独自の統一様式を検討	⑤簡略化した区独自の統一様式を検討
介護報酬	○27年度:国の定める額(月額定額制) 訪問Ⅰ:月1226単位(13,900円) 訪問Ⅱ:月2452単位(27,900円) ○28年度:右記の区基準型と同額。(注1) 軽度化加算:440単位(5,000円) 自立化加算:880単位(10,000円)	○区基準型訪問サービス(月額定額制) 訪問Ⅰ:月1130単位(12,900円) 訪問Ⅱ:月2260単位(25,800円) (注1)軽度化等の成果に対し左記と同額を加算 ○高齢者生活ホームヘルプサービス(介護事業者) 現状の費用負担を踏まえ検討中	○高齢者お困りごと支援サービス(シルバー) ○家事・介護援助サービス(社協) ○有償家事援助サービス(民間事業者) それぞれ現状の費用負担を踏まえ検討中	

注1:サービスの提供により、要支援状態が軽くなったときや、要支援状態から自立したときは、その成果を評価して報酬を加算。軽度化加算は、要支援2⇒要支援1に区分変更された場合、自立化加算は、要支援2または要支援1⇒非該当に区分変更された場合に適用。加算は、区分変更時の1回限り。

※ 区基準の独自サービスは、サービス提供責任者を必置としないため、初回加算は設けない。

新たな通所型サービスの基準

下線は、法令により順守すべき事項。

通所型サービスは、主に閉じこもり防止やレスパイト支援を目的に、施設で娯楽や体操、入浴、食事等行うもの。
 要支援者の約7割は3時間～5時間の利用、約2割は7時間以上の利用。送迎を利用しない人は全体の約15%。
 ※区内通所介護事業所アンケート(平成26年9月13日～9月18日) 対象202事業所 回答86事業所(43%)

基準	国基準による全国一律のサービス	区基準の独自サービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず順守すべき基準)
通所型サービスの基準	人員	①管理者 専従1以上 ②従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき 専従0.1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	①従事者 必要数 【資格要件:区が行う一定のボランティア育成研修受講者】 ※現状、ホームヘルパー等の資格を持たずに、法外の訪問介護業務に従事している方には、研修内容を簡素化
	設備	①サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) *要介護者一体型を除き2.3㎡まで緩和可 ②必要な設備・備品	①サービスを提供するために必要な場所 ②必要な設備・備品
	運営	①送迎しないことを原則とする ②従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ③従事者または従事者であった者の秘密保持 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
	事務	⑥必要に応じ、個別サービス計画の作成 ⑦簡略化した区独自の統一様式を検討	⑤簡略化した区独自の統一様式を検討
介護報酬	○27年度:国の定める額 通所Ⅰ:月2099単位(22,800円) 通所Ⅱ:月4205単位(45,800円) ○28年度:右記の区基準型と同額。(注1) 軽度化加算:460単位(5,000円) 自立化加算:920単位(10,000円)	○区基準型通所サービス 通所Ⅰ:月1680単位(18,300円) 通所Ⅱ:月3360単位(36,600円) (注1)軽度化等の成果に対し左記の同額を加算 ○健康長寿若がい事業、いきがいデイサービス 現状の費用負担を踏まえ検討中	○高齢者食事サービス(会食) ○食のほっとサロン それぞれ現状の費用負担を踏まえ検討中

注1:サービスの提供により、要支援状態が軽くなったときや、要支援状態から自立したときは、その成果を評価して報酬を加算。軽度化加算は、要支援2⇒要支援1に区分変更された場合、自立化加算は、要支援2または要支援1⇒非該当に区分変更された場合に適用。加算は、区分変更時の1回限り。

※ 基準の独自サービスは、人員基準が国基準と異なるため、サービス提供体制強化加算は設けない。

ケアマネジメント体系

＜サービス提供開始の翌月から3か月を1クールとしたときの考え方＞

ケアマネジメントプロセス	ケアプラン	利用するサービス		サービス提供開始月	2月目	3月目	4月目	事業
原則的なケアマネジメント	作成あり	指定事業者のサービス	サービス担当者会議	○	×	×	○	・指定事業者が行う訪問型サービス、通所型サービス ※基準緩和型含む ※ケアプランの作成は省略することができる
			モニタリング等	—	○	○	○(面接)	
			報酬	300単位＋加算300単位	300単位	300単位	300単位	
		訪問型C・通所型Cサービス	サービス担当者会議	○	×	×	○	・健康長寿若がえり事業
			モニタリング等	—	○	○	○	
			報酬	300単位＋加算300単位	300単位	300単位	300単位	
簡略化したケアマネジメント		その他のサービス(委託補助)	サービス担当者会議	△(必要時)114単位	×	×	×	・委託事業者が行う基準緩和型の訪問型サービス、通所型サービス(いきがいデイサービス)
			モニタリング等	—	×	×	△(必要時)114単位	
			報酬	186単位＋加算300単位	186単位	186単位	186単位	
初回のみケアマネジメント	作成なし ケアマネジメント結果の通知	その他のサービス(委託補助) 一般介護予防・民間事業のみ	サービス担当者会議	×	×	×	×	・高齢者生活ホームヘルプサービス ・高齢者お困りごと支援サービス ・高齢者食事サービス ・食のほっとサロン
			モニタリング等	—	×	×	×	
			報酬	150単位	×	×	×	

※単位当たり単価11.26円→11.40円(平成27年度見込額)

※居宅介護支援事業者が原則的なケアマネジメントを行った場合、平成27年度は経過期間として国基準の介護報酬とし、平成28年度から上記報酬に移行。

※簡略化したケアマネジメントにおいて、サービス担当者会議とモニタリングを同月に行った場合も、114単位。

※初回のみケアマネジメントは、要支援相当の総合事業対象者が、原則的または簡略化したケアマネジメントから移行した場合の報酬として検討。

※上記のほか、地域包括支援センター支所が、高齢者等が自分でケアプランを作成できるよう援助した場合の報酬のあり方を検討。

介護サービス利用の流れ(平成27年度～)

※明らかに要介護1以上と判断できる場合(更新、区分変更)
 ※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合

利用者
 市町村の窓口相談
 チェックリスト
 主訴の的確な把握

要介護認定申請
 認定調査
 医師の意見書
 要介護認定

要介護1
 要介護5

居宅サービス計画

介護予防サービス計画

要支援1
 要支援2
 ※予防給付を利用
 ※事業のみ利用

非該当
 (サービス事業対象者)

サービス事業対象者

介護予防ケアマネジメント

- 施設サービス
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
- 居宅サービス
 - ・訪問介護 ・訪問看護
 - ・通所介護 ・短期入所 など
- 地域密着型サービス
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型共同生活介護 など
- 介護予防サービス
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所リハビリ
 - ・介護予防居宅療養管理指導 など
- 地域密着型介護予防サービス
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型通所介護 など
- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
- 一般介護予防事業
 (※全ての高齢者が利用可)
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業 など

介護給付

予防給付

総合事業

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

対象者の把握(チェックリスト)は様々な機会を活用して実施する必要があるが、
 チェックリストと介護予防ケアマネジメントの一体的実施は、地域包括支援センター支所を中心に実施。

介護予防・生活支援の充実

1 介護予防・生活支援サービスの基本的な考え方

- 総合事業は、要支援者相当の高齢者を対象とし、加齢により心身機能が低下しても、自身の持つ能力を活用しつつ、一部介助が必要となった日常生活上の行為（掃除、買い物等）に対し、適切に必要な援助を提供することで自立を支援することを目的とする。

2 介護予防・生活支援サービスの開発・発掘・育成のための取組

- 住民等の多様な主体による、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスの多様なサービスの提供を可能とするため、区は、介護予防・生活支援サービスの体制整備として、平成27年度から、「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置し、協力しながら、コミュニティ・ビジネスの創業支援、ボランティアの育成等を通じて、多様なサービスが創出されるよう、以下①～⑥までのような手順で、サービスの開発・発掘・育成の取組を総合的に進める。

- ① 地域のニーズと資源の状況の把握、見える化
- ② 地域団体等の多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有
- ⑤ 生活支援の担い手の育成やサービスの開発
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

- ボランティアの育成については、生活支援に必要な知識・スキルの習得を目的として、区は、生活支援コーディネーターと協力し、介護保険制度の概要や認知症の理解など、資質向上を目的としたボランティア育成研修を実施（平成27年度100人育成目標）。

開発・発掘
・育成

基準	現行の訪問介護相当	多様な訪問型サービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (区基準の独自サービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
基準	現行の通所介護相当	多様な通所型サービス			
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	

生活支援コーディネーター・協議体の役割

介護予防・生活支援の体制整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーターの配置

○生活支援コーディネーターは、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、NPO、ボランティア等による住民主体の多様なサービスの開発・担い手の育成等を進め、地域に不足するサービスを創出する。また、地域の社会資源を結びつけ、ネットワークの構築を担う。＝以下のA・Bの機能が果たす。

○生活支援コーディネーターの資格は社会福祉士を前提として、平成27年度から社会福祉協議会に業務委託。地域包括支援センターと連携しながら活動を展開。

(A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり
- ボランティアと活動団体との橋渡し（注）など

(注) 現在、有償家事援助団体20団体が法外事業を実施。

○平成27～28年度は、生活支援コーディネーター1名を、基幹型練馬地域包括支援センターに配置し、区内全域を対象に活動。平成29年度から、全ての地域包括支援センターに各1名配置することを目指す。

※ 生活支援コーディネーターの機能には、サービス利用（希望）者とサービス提供者をマッチングする機能がある。これは介護予防・生活支援の体制整備事業とは別に、各事業者に配置されるコーディネーターの機能として発揮されることが基本。



(2) 協議体の設置 多様な関係主体間の定期的な情報共有により、多様で豊かなサービスの提供に向けて、社会資源の開発・調整等を協議

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

地域団体

ボランティア

社会福祉法人

等

※ 区は、平成27年度からの協議体の設置に向けて、平成26年11月から上記の関係者による研究会を設置。